

「広い視野に立って」

中学校学習指導要領 社会科の目標の冒頭に、「広い視野に立って」とあります。その意味について、中学校学習指導要領解説 社会編では、次のように解説しています。

「広い視野に立って」には、社会科の学習が目指している多面的・多角的な見方や考え方にかかわる意味と、国際的な視野という空間的な広がりにかかわる意味の二つが含まれている。（下線は筆者）

今回は、「広い視野に立って」資料を読み取らせる実践例を紹介します。

広い視野から日本国憲法前文を読む

～公民的分野「日本国憲法の基本的な考え方」～

〈広い視野から その1〉 歴史的な側面から読み取らせる。

【発問】 日本国憲法前文には、歴史的なことが書かれています。それは、どんなことですか？

この発問により、子どもたちに、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように」の文に着目させます。そして、「戦争の惨禍」について、歴史的分野で学んだことを想起させます。また、戦争発動の主体が政府であったことを、前文から読み取らせることにより、国民が、戦争の放棄を政府に求めていることを確認します。

〈広い視野から その2〉 國際的な視野から読み取らせる。

【発問】 日本のことだけでなく、他国や世界の国民のことが書かれています。それは、どんなことですか？

この発問により、子どもたちに、「諸国民との共和」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ」、「他国を無視してはならない」などの文に着目させます。そして、これらの文言は、日本国民が、他国やその国民との協調・協力による全世界の平和的共存を目指していることを確認します。



この実践例では、「歴史的な側面」及び「国際的な視野」の二つの視点を与え、日本国憲法前文の内容を広い視野に立って読み取ることができます。

つまり、**時間的な経過（時間軸）**及び**空間的な広がり（空間軸）**という視点から社会的事象の意味をとらえる見方をさせているのです！